

平成25年(2013年)招集大阪狭山市議会定例会  
9月定例会議会提出議案の概要(市長提出)

● 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 <sup>いざき きよみ</sup>伊崎喜代美 氏の任期が平成25年12月31日で満了することに伴い、後任として <sup>やまなか まさのり</sup>山中雅典 氏を法務大臣あてに推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるもの

● 議案第50号 教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員 <sup>さかもと</sup>阪本栄 氏の任期が平成25年9月30日で満了することに伴い、改めて同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの

● 議案第51号から議案第59号までの9議案

平成24年度の各会計の歳入歳出決算の認定を求めるもの

- ◆ 議案第51号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 議案第52号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
- ◆ 議案第53号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 議案第54号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 議案第55号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
- ◆ 議案第56号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 議案第57号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 議案第58号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 議案第59号 平成24年度(2012年度)大阪狭山市水道事業会計決算認定について

● 議案第60号 大阪狭山市暴力団排除条例施行に伴う大阪狭山市の公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例について

平成25年10月1日の大阪狭山市暴力団排除条例の施行に伴い、大阪狭山市の公の施設の使用又は利用が暴力団の利益になると認める場合は、その使用又は利用を禁止するため、大阪狭山市文化会館条例など7条例について、所要の改正を一括して行うもの

● 議案第61号 大阪狭山市介護保険条例等の一部を改正する条例について

地方税法が平成25年3月30日に改正されたことに伴い、大阪狭山市介護保険条例、大阪狭山市国民健康保険条例及び大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例について、延滞金の特例に関する所要の改正を行うもの

● 議案第62号 大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例について

市立総合体育館など6つの社会体育施設の休館日について、他の社会教育施設との整合を図り、市民サービスを向上させるため、年末年始等の休館日を変更するもの

また、平成25年10月1日の暴力団排除条例の施行に伴い、施設の利用が暴力団の利益になると認める場合は、その利用を禁止するため6施設の設置条例について所要の改正を行うもの

● 議案第63号 大阪狭山市立社会教育センター条例の一部を改正する条例について

社会教育センターの年末年始の休館日について、他の社会教育施設との整合を図り、市民サービスを向上させるため、変更するもの

また、平成25年10月1日の暴力団排除条例の施行に伴い、施設の利用が暴力団の利益になると認める場合は、その利用を禁止するため、所要の改正を行うもの

● 議案第64号 大阪狭山市立市民ふれあいの里条例の一部を改正する条例について

市民ふれあいの里の年末年始の休場日について、他の施設との整合を図り、市民サービスを向上させるため、変更するもの

また、平成25年10月1日の暴力団排除条例の施行に伴い、施設の利用が暴力団の利益になると認める場合は、その利用を禁止するため、所要の改正を行うもの

さらに、大型遊具の導入に伴い、4月から試行的に実施している使用料の小学生以下の無料化について、大幅な入場者増が見られることから、これを恒常的に行う

ため、使用料の改正を行うもの

● **議案第65号 大阪狭山市立図書館条例の一部を改正する条例について**

指定管理者の提案により条例で定める時間帯より3時間45分長く開館している大阪狭山市立図書館について、市民に広く認知されたこの開館時間を恒常的なものとするため、所要の改正を行うもの

● **議案第66号から議案第70号までの5議案 指定管理者の指定について**

文化会館など13施設の指定管理者の指定期間が平成26年3月31日で満了することに伴い、改めて5年間、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもの

● **議案第71号 平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)について**

主に老人福祉センター耐震補強等事業、道路等舗装補修整備事業、市役所庁舎南館空調設備改修事業に係る経費のほか、生活保護費国庫負担金超過交付返還金等で、歳入歳出それぞれ4億6,086万1千円を増額補正するもの

● **議案第72号 平成25年度(2013年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について**

算出係数の変更に伴う前期高齢者納付金不足額と、過年度分の療養給付費国庫負担金等の精算に伴う国・府への返還金で、歳入歳出それぞれ8,142万9千円を増額補正するもの

● **議案第73号 平成25年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について**

過年度分の介護給付費負担金等の精算に伴う国・府等への返還金で、歳入歳出それぞれ1,929万2千円を増額補正するもの

● **議案第74号 平成25年度(2013年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)について**

大阪狭山市財産区地域公共事業等交付金交付要綱に基づき、東野地区において地域公共事業を実施するため、歳入歳出それぞれ1,253万円の増額補正を求めるもの

- 議案第 75 号 平成 25 年度(2013 年度)大阪狭山市水道事業会計補正予算(第 1 号)  
について  
検針・徴収等管理業務の契約行為を実施するため、限度額 4,764 万円の債務負担行為の設定を求めるもの
  
- 議案第 76 号 平成 24 年度(2012 年度)大阪狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
平成 24 年度大阪狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの
  
- 報告第 5 号 平成 24 年度(2012 年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について
- 報告第 6 号 平成 24 年度(2012 年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき平成 24 年度大阪狭山市健全化判断比率及び平成 24 年度大阪狭山市資金不足比率を報告するもの
  
- 報告第 7 号 平成 24 年度(2012 年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について  
地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の平成 24 年度事業会計決算を報告するもの